

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 4 月 30 日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、令和 7 年 4 月 21 日付けで実施機関に対して、「砂組合が支払っている採取補償料（令和 6 年）の支払い先と金額がわかる文書」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。（実施機関が開示請求時に審査請求人に確認した結果、「砂組合」とは「唐津湾海区砂採取協同組合」を指す。）

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、「開示請求に係る公文書を作成及び取得していないため」として、令和 7 年 4 月 30 日付けで本件開示請求について、公文書不開示決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 7 年 7 月 28 日付けで実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において概ね次のとおり主張し、本件処分の取消し及び対象公文書を特定した上での全部開示の決定を求めている。

- （1）実施機関は唐津湾海区砂採取協同組合（以下「砂組合」という。）に海砂採取の許可をするに当たり、関係漁業者の同意を求めているところであるが、その同意を示すものとして補償料が存在するものであり、その補償料の支払い状況を把握せずに砂採取の許可をすることは不可能であることから、それを裏付ける公文書が存在するはずである。

- (2) 海砂採取を申請する者は、申請区域及びその付近に権利を有する者がある場合は、その者の同意を添付することを求めている。玄海海区では漁業協同組合（以下「漁協」という。）が合併する以前は単協内の組合員一人ひとりの同意が取られていたが、合併後は組合員の同意は取られていないだけでなく、定期総会や理事会での議題にも上程されていない。

採取補償料(迷惑料)として砂組合が支出しているのであれば、組合員一人ひとりが受領する権利を有しており、国有財産である海砂を管理する実施機関は、他産業への影響、自然環境への負荷などを考慮し、厳正な対応が求められる。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書等において概ね次のとおり主張し、本件処分は妥当であると弁明している。

- (1) 実施機関は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「組合法」という。）第 27 条の 2 の規定に基づき、昭和 44 年 12 月に砂組合の設立を認可している。砂組合からは、組合法第 105 条の 2 の規定に基づき、毎事業年度、決算関係書類が提出されており、令和 7 年 3 月 12 日に、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの決算関係書類が提出された。組合法第 105 条の 2 の規定では、決算報告書の各勘定科目の内訳明細書の提出は求めているため、採取補償料は販売費及び一般管理費の中の 1 科目として総額が記載されているのみで、その支払先や金額は決算関係書類に記載されていない。

- (2) 実施機関は、海砂採取計画を砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)、国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則(平成 13 年佐賀県規則第 59 号)、佐賀県海砂利採取計画認可要綱等の規定に基づき認可している。

砂利採取法第 19 条は、認可の基準として、当該申請に係る採取計画に基づいて行う砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可をしてはならないと規定している。

審査請求人の主張にある「関係漁業者の同意」については、佐賀県海砂利採取計画認可要綱第 8 条の「申請区域及びその付近に漁業協同組合等の利害関係者があるときは、佐賀県漁業調整規則(令和 2 年佐賀県規則第 63 号)第 45 条及び松浦海区における土砂採取等取扱要領の規定に基づく同意書を添付しなければならない。」との規定に基づき提出されているものである。

当該同意書については、あくまで認可申請に対する審査の際に認可の基準を満たしているかどうかを確認するために提出を求めているもので、同意に

伴う関係者間の金銭授受やその支払い状況等については県として把握する必要はない。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 対象公文書等について

本件開示請求について、本件処分で不開示（不存在）とされた公文書は、「唐津湾海区砂採取協同組合が支払っている採取補償料（令和6年）の支払先と金額がわかる文書」である。

本件開示請求の前提として、実施機関では、組合法第27条の2の規定に基づき砂採取協同組合の設立を認可しており、砂組合からは、毎事業年度、組合法第105条の2の規定に基づき決算関係書類が実施機関に提出されている。また、砂組合の海砂採取計画を砂利採取法第16条に基づき実施機関で認可する際、佐賀県海砂利採取計画認可要綱第8条及び佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第45条に基づき、利害関係者である当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を認可申請書類に添付させている状況にある。

(2) 不開示決定について

実施機関は、提出が必要な決算関係書類は組合法で限定列举されており、勘定科目の内訳明細の提出義務が課されていないため、審査請求人が求める砂組合が支払っている採取補償料の支払先やその金額が分かる公文書は取得していないこと、砂利採取法に基づく海砂採取計画の認可にあたって必要となる同意書は砂利の採取が公共の福祉に反しないことを確認するために提出させているもので、同意に伴う関係者間の金銭授受やその支払い状況等が分かる資料の提出を求めていることから、審査請求人が開示を求めている公文書は存在しないとして不開示決定をしたと主張している。

審査会で調査したところ、組合法第105条の2の規定に基づく決算関係書類の提出に係る書類は、中小企業等協同組合法施行規則（平成20年/内閣府/財務省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省/環境省/令第1号）第187条の規定において、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及びこれらの書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本が、添付書類として限定列举されている。これらの書類の中で、採取補償料は損益計算書の明細である「販売費及び一般管理費」の中に総額が記載されているのみで、各支払先やそれぞれの金額の記載はなく、組合法においても、例えば内訳明細が記載された領収書などの書類の提出を求める規定は存在しない。

また、審査会が実施機関に聴き取ったところ、漁協においても、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 58 条の 2 の規定に基づき、同様の決算関係書類が実施機関に提出されているが、書類の提出に係る状況は、上述した組合法と同様の状況であった。

さらに、実施機関によると、海砂採取の同意が必要な利害関係者とは漁協を指すところ、海砂採取計画の認可の際は、漁協の組合員個人の同意書ではなく、各漁協単位での同意書を提出させていた。漁協が砂組合に対し海砂採取の同意をする場合、漁協内部において何らかの経路を経ていると考えられるが、実施機関は海砂採取計画の認可に必要な書類として各漁協単位での同意書を受領しているのみで、関係法令等においてもそれ以外の書類、すなわち、同意に伴う関係者間の金銭授受やその支払い状況等を実施機関が確認することができる書類の提出を求めるような規定は存在していない。

したがって、砂組合から利害関係者である漁協に支払われた採取補償料について、同意に伴う関係者間の金銭授受やその支払い状況等が分かる書類を実施機関が収受していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、他産業や自然環境への影響も考慮し、知事は厳正な対応をすべき等と主張しているが、審査会は、実施機関が行った開示決定等に対する審査請求についての調査審議を行い、条例の解釈と適用によりその妥当性について判断する機関であり、審査請求人が主張するところをもって審査会の結論が左右されるものではない。

以上のことから、本件審査請求について審査会の結論のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和 7 年 11 月 5 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和 8 年 2 月 20 日 (令和 7 年度第 4 回審査会)	・ 審 議
令和 8 年 3 月 25 日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	
田代 祐誠	弁護士	会長職務代理者
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	